# 農業委員会からのお知らせ

農地または採草放牧地(原野)の 売買・贈与・貸し借り等には 〈農地法第3条〉 の許可が必要です。

農地(田・畑)または採草放牧地(原野)の所有 権移転(売買、贈与など)、賃借権設定、その他の 使用貸借などを行う場合には、農地法第3条の規 定により、農業委員会の許可を受ける必要がありま す。詳細は農業委員会に事前にご相談ください。

#### 農地転用には

〈農地法第4条または第5条〉 の許可が必要です。

「農地法第4条」とは、農地の所有者が自ら農地 を農地以外(宅地など)にする場合です。

「農地法第5条」とは、農地を農地以外(宅地など) にする目的で売買したり、貸し借りしたりする場合 です。

農地転用とは 何のこと?

農地(田・畑)または採草放牧地(原野)を住宅や太陽 光発電設備・事務所・駐車場・資材置場など農地以外の ものにすることをいいます。工事などで一時的に農地を 資材置場や残土捨場として使用する時も農地転用の 許可が必要になります。

許可を受ける には?

農業委員会へ申請書の提出が必要です。農業委員 会で内容を審議後、意見書を付して県へ進達し、県知 事が許可をすることになります。

また、その農地が農振農用地区域(農振地域)の場 合は、あらかじめ農振農用地区域(農振地域)から除外 (農振除外)をしておく必要があります。

許可なく 転用したら?

無断で転用した場合には、農地法違反となり、工事の 中止や原状回復などを命ぜられることがあります。これ に従わない場合には、罰則として3年以下の懲役また は、3百万円以下の罰金が科せられる場合があります。

許可を 受けたら

上記の許可を得ただけでは、土地の所有権移転や 地目変更、分筆の登記はされません。

許可を受けたまま登記をしないで放置しておくと、 後々トラブルの原因にもなります。

自己の権利を守るためにも、早めに登記を行うよう にしましょう。

問 飯舘村農業委員会(産業振興課農政第二係内) **2**0244-42-1625

## 村民向け予算書

## 「までいな"みんなの"予算書」の



旦を発行 和2年度の 村民 向 認くが対が け 予 · 子

書」として、 える形で、 うなどの行 校等でも活 の予算書は、 」として、 年以 書「までいな、みんなの 令 をもってもらおう 発行しています。こ 用されていた 政情報を目 全戸 成 処運営に、 11 氏向け予算報を目に見いおうと、分 配布 年度から

ンココが分かりやすい!

令和2年度までいな"みんなの"予算書

#### その1. 事業や予算額が写真やイラスト付きで 分かりやすい!

事業内容や予算額、担当係がパッと見て分か ります。事業の財源についても、このページで 分かります。

# THE HORDER 3,444万円 1 6歳以上の力を知象に避禁、各種がみ 補助を実施し、健康管理に反立てていた だ適ます。 連門(200 10万) 国際(200 10万) 249万円 第6人 — 新規 291万円 2,904万円

### その2. 震災前後の公共施設の状況が分かりやすい!

震災以降に、建て替えを行ってきた施設とそ の維持管理費をまとめて分かりやすくお知らせ しています。



#### その3. 村予算額等の推移が分かりやすい!

震災前からの予算額、決算額の変化と、その 理由についてお知らせします。



詳しくは今号に同封した予算書をご覧ください。 予算書についての問い合わせは総務課財政係☎0244-42-1612まで。